第４次新潟市障がい者計画　評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み

資料１―２

１　地域生活の支援

（１）相談支援体制の充実　【取組所属：障がい福祉課、児童相談所、こころの健康センター、保健管理課、こども家庭課、児童発達支援センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。 　今後も引き続き、地域の相談支援事業者や区役所等による相談支援を実施するとともに、基幹相談支援センターにおいては、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行い、地域の相談支援事業者や専門相談機関等との連携による継続的な相談支援を実施することで、誰もが安心して相談できる体制の整備に努めます。 　また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置している身体・知的障がい者相談員の積極的な活用や、適切な医療の提供につながるよう関係機関との連携に努めます。 　その中で、家族の状況など障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴う不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。	○ 市内 4 箇所に設置している基幹相談支援センターにおいて、障がい者及び障がい児並びにその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言を行いました。 ○ 各区に障がい者相談員を配置し、身近な地域での相談や情報提供等の支援を行いました。 ○ 今後も、基幹相談支援センター、地域の相談支援事業所等、障がい者相談員や区役所等関連部署との連携を深めることで、誰もが安心して相談できる体制の充実に向けた取組を進めます。 ○ 児童相談所では児童福祉法改正等による職員体制の強化に取り組み、増加する多様な相談に対応しました。児童相談の専門機関として、専門性を高めていくことが課題です。今後も積極的に研修を実施し、職員の対応能力向上に努めるとともに、各相談機関、関係機関と連携し、充実した相談支援を行うことができるよう取り組みます。 ○ こころの健康センターでは、電話相談やメール相談のほか、精神科医による専門相談、精神保健福祉相談員による精神保健福祉相談を実施しました。今後も精神保健に関する専門機関として職員の資質向上に努め、充実した相談体制を整備します。	Ｂ
②さらに、障がいの特性等に起因して生じた緊急時の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、必要に応じて訪問支援及び受入支援を実施します。	○ 障がい者夜間休日相談支援事業を実施し、基幹相談支援センター等との連携による 24 時間 365 日の相談支援体制を整備しています。 ○ また、本事業では重度障がい者の事前登録によるコーディネート及び緊急時の訪問支援、短期入所事業所との連携による緊急受入れ対応を実施することで、住み慣れた地域で暮らしていける支援体制を確保しています。	Ｂ
③発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者、矯正施設退所者などへの対応については、それぞれの障がい等に関する専門機関との連携や支援体制の充実に努めます。	○ 発達障がいについては、新潟市発達障がい支援センターの相談支援等において、専門医療機関から嘱託医を手配し専門医による相談体制を確保しました。 ○ 難病への対応については、新潟市難病対策地域協議会を設置し、課題の共有や各専門機関同士の関係構築を図りました。 ○ 専門機関が患者支援をスムーズに行えるよう、各種制度等をまとめたハンドブックを作成・配布したほか、難病患者支援従事者研修会や多職種連携研修会を開催し、支援体制の充実に取り組みました。	Ｂ

	○ 強度行動障がいへの対応については、豊富な知識や経験を持つ強度行動障がい支援マネジャーを配置し、強度行動障がい者（児）支援を行う事業所における困難事例等に対して相談支援を行う「強度行動障がい支援マネジャー配置事業」を実施し、事業所の支援力向上を図りました。	
④発達障がいについては、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと切れ目のない支援が必要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」・新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。	○ 新潟市発達障がい支援センターでは、発達障がい者とその家族が安心して暮らせるよう、支援の連携拠点として相談支援等を実施しました。 また、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野の関係機関との連携を図るため、発達障がい児者支援地域協議会を開催し、関係機関との課題整理や、協議会の運営組織体制を見直し、幼児版連携シート及び基本方針及びアクションプランを作成する目標を設定しました。 ○ 「新潟市立児童発達支援センター（こころん）」では、乳幼児期の発達相談や保育所等への巡回支援を行い、発達障がい児の早期の気づき・早期支援につなぐとともに、未就学児童とその保護者に向けた計画的な通所支援体制の構築に取り組んでいます。 ○ 療育支援体制強化の取り組みの一つとして各保育園・幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を開催しました。また、養成研修修了者を対象に、個別事例を検討する演習を中心としたフォローアップ研修を実施し、資質の向上を図りました。 ○ 療育教室を実施し、言葉や社会性等の発達の遅れがみられる幼児への支援やその保護者への助言等を行いました。	B
⑤ひきこもりへの支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩む本人とその家族に対する支援を実施します。また、同センターが区社会福祉協議会等と協力・連携し出張相談を行うほか、居場所の運営についても技術援助を行うなど地域の特性に合わせた支援に取り組みます。	○ ひきこもり相談支援センターを中心に、社会福祉協議会や包括支援センターなどの関係機関と連携しながら、地域の特性や個々の状態に応じた伴走型支援を実施しました。 また、同センターの市内各区への出張相談のほか、身近な支援者が対応できるように、ひきこもり支援者養成研修の継続実施や、困難事例に対する多職種専門チームによるサポートなど、引き続き相談支援体制を強化していきます。	B
⑥災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。	○ 福祉避難所の指定を行い、災害時の避難生活において配慮が必要な人の支援体制を確保しました。災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。	B
⑦これらの相談支援体制を効果的に実施するため、障がい者地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。	○ 自立支援協議会全体会、運営事務局会議、専門部会、各区自立支援協議会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係支援機関のネットワーク構築や地域課題の抽出・課題解決に向けた協議に努めるとともに、困難事例への対応等の協議も行いました。	B

（２）在宅サービスの充実　【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。	○ 障がい者（児）施設・事業所の整備のための補助を行い、サービス基盤の充実を図りました。しかし、強度行動障がい者児や重症心身障がい者児が利用できる事業所が少ないため、これらの事業所をいかにして増やすかが課題です。 ○ 日常生活用具給付事業については、利用者などからの要望等を受け、令和 4 年度及び令和 6 年度に給付対象品目の追加を行いました。	Ｂ
②利用者により質の高いサービスを安定的、継続的に提供するために、今後もサービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。	○ 入所待機者の早期解消などを図るため、重度障がい者を受け入れる入所施設やグループホームの整備に対し補助を行いました。	Ｂ

（３）経済的な支援　【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、福祉総務課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当、また生活保護制度等に関する情報を提供するなど、制度周知に努め、適切な支給を行います。	○ 各種手当の支給により障がい者の経済的支援を行いました。障がい者の生活基盤の安定を図るため、引き続き各種手当を適切に支給するとともに、年金や各種手当、生活保護制度等の周知に努めていきます。 ○ 自立支援医療（育成医療）は、原則 18 歳未満の児童を対象に、障がいの軽減と将来的な障がいの発生を防ぐことを目的として、手術等適切な治療を行うための費用を助成しました。	Ｂ
②移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。	○ 各種交通費助成制度を継続して行い、障がい者の社会参加等の支援に繋げました。引き続き、制度の利便性向上に努めていきます。	Ｂ
③また、障がい福祉サービスの利用者負担については、当面の間、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。	○ 市民税課税世帯の自己負担額の 2 割助成を引き続き実施し、利用者負担の軽減を図りました。	Ｂ

（４）サービス基盤の充実　【取組所属：障がい福祉課、こころの健康センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある人が地域で自立して生活していくため、生活介護などの日中活動系事業所、住まいの場としてのグループホームなど、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努めます。また、グループホーム体験の機会や場の提供など、入院・入所施設から地域生活への移行を促進する支援策を検討します。 　重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できる事業所の整備を推進するとともに、施設入所待機者の解消に向けた検討を引き続き行います。	○ 地域生活支援拠点の「体験の機会・場の提供」機能について、基幹相談支援センターがグループホームの空き状況を定期的に把握し、必要に応じた情報提供を行うことで、体験利用等に繋げました。 ○ 自立支援協議会において、地域生活支援拠点登録事業所の質の向上や連携強化を目的とした会議を定期的に開催するとともに、相談支援体制や緊急時の受入れ体制の充実を図り、入院・入所施設からの地域移行の促進に努めました。 ○ グループホームなどの整備に対し補助を行ったほか、グループホームにおいて重度障がい者を受け入れた場合に運営費の一部を補助する事業を行うことで、重度障がい者受入の促進を図りました。	Ｂ
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、地域課題を共有し、包括的な支援について検討します。また、行政機関、精神科医療機関、関係事業所によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。	○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」を令和２年度から設置し、年２回の全体会と３つのワーキンググループ（人材育成班・ピア活動班・企画調査班）での取組を進めています。地域の支援者向けの研修会や当事者・家族向けの交流会の開催、地域で生活する精神障がい者の具体的な課題やニーズを把握するための調査、居場所づくりを目的としたワークショップの開催などを行いました。 今後も必要な取り組みを継続し、「孤立しない、孤立させない地域づくり、人づくり」「当事者、家族、支援者間のネットワークの強化」を目指します。	Ｂ

（５）地域生活を支える人づくり　【取組所属：障がい福祉課、こころの健康センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①身体障がい者や知的障がい者の保護者に障がい者相談員業務を委託し、地域において身体や知的に障がいのある人やその保護者等への相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、関係機関と連携し障がいのある人のニーズに応じた対応を行い、障がい福祉の増進を図ります。	○ 各区に障がい者相談員を配置し、ピアカウンセリングにより、身近な地域での相談や情報提供等の支援を行いました。	Ｂ
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、顔が見える関係性を構築しながら地域づくりに向けた課題を協議し、互いが学び合うことで、より良い共助の仕組みづくりを図ります。また、研修会や普及啓発など当事者団体等との共同事業を開催・実施します。 　併せて、市民や関係機関の職員に対し講座や教育研修を行い、精神疾患や精神障がいへの理解を促進します。	○ 「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」のワーキンググループの企画で、支援者向けの研修会、当事者団体や家族会等と共に当事者等交流会を継続して開催しました。その他、支援者向けの精神保健福祉基礎研修、依存症支援者研修、市民向けの市民講座（県精神保健福祉協会新潟市支部との共催）、心のサポーター養成研修（令和４年度～）を開催しました。今後も取組を継続し、当事者や家族同士のつながりのきっかけ作り、市民への普及啓発、支援者の資質向上、顔の見える関係づくりに努めます。	Ｂ

（６）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援　【取組所属：障がい福祉課、文化政策課、スポーツ振興課、生涯学習センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するなど様々な取組を検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。 　平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無にかかわらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組を推進していきます。	○ 市内スポーツ施設において、ボッチャ等の障害者スポーツ用具の貸出を行ったほか、フライングディスクの体験会を実施するなど、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを親しむきっかけを提供しました。 ○ 絵画や造形などの創作活動を行う方を把握する表現活動調査を実施し、把握した作家数は令和３年度 39 名から令和８年度は 86 名へ増加しました。また、調査結果を基にした作品展示や、文化芸術団体と障がい福祉施設との交流を実施するなど、作品発表や文化芸術に親しむ機会を創出しました。 ○ 今後は、障がいのある方を支援する施設職員を対象に、文化芸術活動の支援に関する講座を開催するなど、現場の課題やニーズを把握し、継続的な支援のあり方をとともに検討します。	Ｂ
②障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、巡回教室や支援者育成講習会等を実施するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援やパラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。	○ 全国障害者スポーツ大会に新潟市選手団を派遣し、選手の体力維持、向上を図るとともに、スポーツを通じた社会参加を促進しました。また、国際大会や全国大会の出場者に激励金を交付し、障がいの程度や種類を問わず、競技活動を支援しました。今後も、より多くの人がスポーツを通じて交流できる環境づくりを進め、障がいのある人の社会参加の促進とスポーツ活動の充実に繋げていきます。	Ｂ
③日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要なため、余暇活動を充実させ、社会参加を促進するための支援を行います。	○ 福祉バスを運行し、障がいのある人のニーズに応じた形で、社会参加の促進を図りました。	Ｂ
④また、地域や社会とかかわれる余暇活動等に参加し、新たなつながりを広げることで、生活の中に「楽しみ」をつくりだすことができます。関係機関等と連携しながら、障がいの有無にかかわらず共に学び続け、誰もが豊かで潤いのある生活が送れるよう、余暇やレクリエーション、学習活動等に関する情報を発信していきます。	○ 「にいがた市民大学」では、多様性をテーマとした講座を開催したり、障がいの有無にかかわらず講座に参加できるよう、会場受講かオンライン受講を選択できるハイブリッド方式を導入したりしました。また、公開講座では、配慮を必要とする人も安心して受講できるよう、申込時に要約筆記や車いすの利用希望を選択できる項目を設けるなど、市民一人ひとりの状況に応じた学習機会を提供しました。 ○ 学習情報の提供では、これまでの紙媒体による情報発信から、検索しやすいインターネットを活用した情報発信へと切り替えることで、学習情報の閲覧や講師・ボランティアの申し込みがいつでもできる環境を整備しました。 ○ 課題は、受講者数や利用者数がともに伸び悩んでいます。引き続き、利用促進に向けアンケートなどを活かし市民ニーズの把握に努め講座内容や情報発信の充実に取り組んでいきます。	Ａ

（７）情報提供・意思疎通支援の充実　【取組所属：障がい福祉課、広報課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①視覚・音声による説明や案内・選択項目がないなどといった社会的状況の中で、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、意思疎通支援のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。	○ 手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、障がい者の意思疎通のための支援を行い、社会参加を促進しました。また、区役所の健康福祉課に手話が行える窓口相談員の設置に努め、各種手続き等が円滑に進むよう支援を行いました。 ○ 障がい者 ICT サポートセンターでは、ICT 機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなどし、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行いました。 ○ 市長記者会見への手話通訳者の配置や、市報にいがたの点字版、音声版（デイジー版・一般ＣＤ版）の発行により、障がいのある人の情報取得手段を確保しました。 ○ 「福祉のしおり」の冊子版・音声版を作成し、区役所等の窓口で配布しました。冊子版を市ホームページに掲載し、各種障がい福祉制度・サービスについて情報提供を行いました。	Ｂ
②意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等や要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣するとともに、地域で障がいのある人を支える人材の養成・スキルアップを図っていきます。	○ 手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座のほか現任者向けの講座を開催し、登録通訳者の技術向上を図りました。今後も、申請件数の増加に対応していくため、引き続き養成講座を実施し、意思疎通支援者の育成・確保に努めます。	Ｂ
③また、ウェブやソーシャルメディアなどの ICT を活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどの IT 機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。	○ ホームページにおいて、文字の拡大縮小、色の変更、音声読み上げ、ふりがな（ルビ振り）などの機能を持つ閲覧支援ツールを導入し、障がいのある人の情報取得をサポートする環境を整備しました。 ○ 障がい者 ICT サポートセンターでは、ICT 機器に関する相談・訪問サポートを実施するとともに、階層型支援モデルの構築に向け特別支援学校・医療関係者向けの研修を実施するなどし、サポート体制の整備と支援機器に関する情報提供を行いました。【再掲】	Ｂ
④市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある人や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。	○ ホームページの作成に関わる職員を対象に、ユニバーサルデザインの考え方に基づく研修を行い、ウェブアクセシビリティに配慮したページを作成しました。	Ｂ

（８）災害時支援体制の整備　【取組所属：障がい福祉課、防災課、危機対策課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①国や県等から通知される情報の収集に努め、通知に基づく障がい福祉サービスや各種手当、事業所運営等の取扱いについて柔軟に対応します。 　また、国や県等からの通知を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握に努め、必要な支援が幅広く行き届くよう努めます。	○ 自然災害が発生した際に、必要な障がい福祉サービス等が確保されるよう、市内の事業所に被害状況の確認を行うなど、状況把握に努めました。	Ｂ
②高齢者や障がいのある人、難病患者、介護が必要な人等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるよう、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。 　これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による個別避難支援計画の作成を支援します。	○ 地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに避難行動要支援者名簿の提供を行い、地域における共助の仕組みづくりを促進し、地域防災力の向上を図り、災害時における可能な範囲での避難支援につなげました。 ○ 避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を更新（6 月・12 月）し、本人の同意が得られたものについて、自治会や民生委員・児童委員など地域の支援者に提供することで、地域で共に助け合うための支援体制の強化を図りました。 避難行動要支援者（同意者名簿）登録数（15,900 人） また、防災担当課や各区との対策会議を開催し、避難行動要支援者避難支援体制の情報共有を図りました。 引き続き、避難行動要支援者支援制度のさらなる促進に向け、地域への丁寧な周知や福祉専門職と連携した個別避難計画の作成を推進します。	Ｂ
③また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。	○ 避難情報や気象情報等の防災情報については、にいがた防災メール、新潟市公式ＬＩＮＥアカウントなどのツールにより情報伝達を行いました。また、事前登録している障がい者施設に対してＦＡＸで情報伝達を行いました。	Ａ
④大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人等、通常の避難所では生活が難しい人が安心して避難生活を続けられるよう、障がい等の特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。	○ 福祉避難所の指定のほか、宿泊施設等と宿泊避難所開設の協定を締結するなど、災害時の避難生活において配慮が必要な人の支援体制を確保しました。	Ｂ

2　保健・医療・福祉の充実

（1）障がいの予防と早期の気づき・早期の支援　【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、児童発達支援センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①今後は、更に早期の気づきや支援につなげるため、乳幼児健康診査や身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制づくりに努めます。	○ 基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、障がい児に関する専門的相談体制の充実を図りました。 ○ 乳幼児健康診査を実施して、発達の特性や遅れがみられる児の早期の発見及び保護者への相談・助言を行いました。また経過観察が必要な児に対して、経過観察事業（遊びの会、個別相談）を実施し、療育教室・医師による発達相談等を通じて、必要時医療機関や療育機関につなぎました。今後は更に５歳児健康診査を実施し、保健・医療・福祉が連携して、就学に向けて切れ目のない支援体制の充実に努めます。	B
②また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、早期に発達相談や療育を行うとともに、地域の保育園等に巡回支援専門員を派遣して集団生活上配慮が必要な子への適切な環境整備を行います。さらに、必要に応じて保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげるなど、切れ目のない支援体制の充実に努めます。	○ 「新潟市立児童発達支援センター（こころん）」は通所支援とともに、発達相談や地域支援の機能を併せ持った本市の中核的な児童発達支援機関としての役割を担い、巡回支援や保育所等訪問支援の利用促進に努めました。	B

（2）医療・リハビリテーションの支援　【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、健康増進課、こころの健康センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。	○ 各種医療費助成を実施し、制度の周知に努めました。 ○ 自立支援医療（育成医療）、小児慢性特定疾病医療費助成を行いました。	B
②障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。	○ 口腔保健福祉センターでは、一般の歯科医療機関での受診が困難な障がい児者等の歯科診療の拠点として機能し、受診者数は増加傾向にあります。 障がいがある人も、かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診やプロフェッショナルケア、必要な治療が受けられるよう環境を整えていくことが課題となっています。特別支援学校や福祉施設と連携して、知識の普及や環境づくりに取り組みます。	B
③機能回復訓練用プールの運営や、リハビリ体操など身体機能の維持向上だけでなく、日常生活訓練や歩行訓練など、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加の促進を支援します。	○ 機能回復訓練用プールの運営のほか、日常生活訓練や歩行訓練などを通じ、必要なサービス提供に努めました。	B
④また、脳血管障がいや脳外傷等により高次脳機能障がいのある人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。	○ 高次脳機能障がい新潟圏域として県と協力し、研修の開催や相談窓口の周知・啓発を行いました。	B

（３）精神保健と医療施策の推進　【取組所属：こころの健康センター】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①複雑多様化する相談に対応するために、関係職員を対象にした専門研修を継続して実施します。	○ 地域の支援者を対象に、精神保健に関する専門知識及び技術の習得を目的に、精神保健福祉基礎研修や依存症、高次脳機能障がい等についての研修を継続して開催しました。 引き続き、現場ですぐに活用できるテーマでの研修会を企画、開催し、複雑多様化する相談に対応する支援者の資質向上を目指します。	Ｂ
②自殺対策については、「第3次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づいて、引き続き、地域ネットワークの強化や人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策を強化します。	○ 相談支援事業、人材育成等、各種自殺総合対策事業を実施しました。 医療機関やその他関係機関と連携を図り、本人や家族等に対して支援を行いました。また自殺予防のゲートキーパー研修を実施し、人材育成に取り組みました。 ○ 近年、全国的に若年層の自殺が問題となっていることから、自殺リスクのある児童生徒に関わる学校を支援する取り組みを開始するとともに、引き続き、相談支援事業及び人材育成事業等を実施します。	Ｂ
③精神科救急医療については、一般医療機関と精神科医療機関の相互理解の促進を目的に、協議する場を設け医療機関間の連携の強化を図ります。	○ 新潟県と共同で病院群輪番制による精神科救急システム、精神医療相談窓口を運営しました。精神科医療機関と一般医療機関の連携体制構築に向けたオンラインセミナーを開催しました。 引き続き、新潟県や医療機関等との連携を図り、精神科救急医療体制の充実に努めます。	Ｂ
④依存症対策については、治療及び回復に向けた支援として、市民の病気への理解を深め、早期に相談機関や依存症治療拠点機関・専門病院につながるよう広く周知・啓発を行うとともに、自助グループや家族会等と連携し支援を行います。	○ ほんぽーと等の公共施設や大学でのポスター展示による普及啓発活動や、支援者を対象とした県市合同研修及び市単独での研修の実施等により、広く周知・啓発を行いました。 ○ 精神保健福祉相談員等による依存症相談を実施し、本人及び家族からの相談に応じ、必要に応じて自助グループや家族会を紹介し、希望者には個別に治療回復プログラムを実施しました。 ○ 近年、市販薬依存やゲーム依存等 10 代の若者にも依存症の危険が広がっており、若年層へのアプローチが課題となっています。家族にアディクションの問題を抱えるヤングケアラーの問題も含め、令和８年に若年層の依存症に対する意識調査を実施しました。 ○ 引き続き、普及啓発活動や相談対応を実施するとともに、若年層を対象とした対策について検討します。	Ｂ

（４）難病に関する保健・医療施策の推進　【取組所属：保健管理課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	○ 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、特定医療費（指定難病）の受給者に対し、医療費助成を行いました。 ○ 世界希少・難治性疾患の日に合わせ、難病に関する普及啓発を行いました。	Ｂ
②また、難病患者やその家族のQOLの向上を図るため、総合的な相談支援を行う窓口として、NPO法人新潟難病支援ネットワークに委託して、新潟県・新潟市難病相談支援センターを運営するほか、新潟市難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携の緊密を図り、地域の実情に応じた体制整備の協議を行い、難病対策の発展を図ります。	○ 難病に関する総合的な相談支援を行う窓口として、新潟県と合同で難病相談支援センターを運営しました。 ○ 新潟市難病対策協議会を開催し、難病患者への支援体制に関する課題や対策について患者会を含めた各関係機関と共有し、連携の緊密化を図りました。	Ｂ

３　療育・教育の充実

（１）就学前療育の充実　【取組所属：障がい福祉課、こども家庭課、児童発達支援センター、幼保支援課、幼保運営課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実を図ります。	○ 基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、障がい児に関する専門的相談体制の充実を図りました。 ○ 療育支援体制強化の取り組みの一つとして各保育園・幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーター養成研修を開催しました。また、養成研修修了者を対象に、個別事例を検討する演習を中心としたフォローアップ研修を実施し、資質の向上を図りました。【再掲】 ○ 療育教室を実施し、言葉や社会性等の発達の遅れがみられる幼児への支援やその保護者への助言等を行いました。【再掲】 ○ 通所支援だけでなく発達相談や地域支援の機能を併せ持った本市の中核的な児童発達支援機関「新潟市立児童発達支援センター（こころん）」で、引き続き相談支援、早期療育、地域支援などの業務を行いました。また、保育所等訪問支援事業において早期療育の充実に取り組みました。【再掲】 ○ 新潟市発達障がい支援センター「JOIN」では、相談支援や普及啓発等に取り組むとともに、関係機関との連携・支援力の向上を図りました。	Ｂ
②また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援につながる取組の充実に努めます。	○ ペアレントメンターフォローアップ研修を開催し、発達障がいのある子どもや家族の支援につなげました。	Ｂ

③市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による職員の資質向上や保育所等への巡回支援専門員の派遣、保育所等訪問支援などにより療育体制の充実を図ります。	○ 「新潟市立児童発達支援センター（こころん）」では、巡回支援専門員が保育所等を訪問し、保育士や保護者に対して障がいの早期発見や早期対応のための助言等を行いました。また、保育所等に配置された発達支援コーディネーターを対象に、フォローアップ研修を実施するとともに、各区の部会に参加して助言をするなど発達支援コーディネーターの資質向上にむけた支援を行いました。 ○ 保育所等訪問支援では、支援員がこどもの発達状況に合わせて直接支援や間接支援を行い、保育所等での療育体制の充実を図りました。	B
④また、市内全ての保育所等で障がいのある子どもの受入体制を引き続き整備します。	○ 全ての保育所等で障がいのある子どもの受け入れを行うとともに、個別の配慮を行いながら保育を実施しました。	B

（２）学校教育の充実　【取組所属：学校支援課（現：特別支援教育課）】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、より良いあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。	○ 特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に対するニーズは依然として増加傾向であり、教育委員会で受け入れ体制の整備を進めました。また、個々の児童生徒の実態を丁寧に把握し、児童生徒のニーズに応じた合理的配慮の提供に努めました。	B
②通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。	○ 各校の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会において，各校の現状やニーズを把握しながら機能の充実を図りました。	B
③さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育支援員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。	○ 特別支援教育支援員については，基準による配置のほか，児童生徒の場外の状況等に応じて加配の支援員を配置しました。	B
④個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。	○ 特別な教育的支援が必要が必要な児童生徒については、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、ニーズに応じた支援を行うよう、各学校に個別の教育支援計画作成支援システムを導入し、一人一人のニーズに応じた教育支援計画の作成を働き掛けました。	B
⑤障がいのない子どもの障がい理解については、総合的な学習の時間などで、障がいのある人や高齢者について、基本的な情報を紹介している福祉読本を活用しながら、障がいのある人や高齢者と接する際に活かせるよう理解の促進に努めます。	○ 福祉読本を活用し、障がいのある人や高齢者について学ぶことを通して、障がい者や高齢者の理解に努めました。	B
⑥就学や進学及び就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。	○ 就学相談会や進路希望調査の実施により、進学や就労などのニーズをつかみ、希望の実現に向けて、年間を通して就学相談や進路相談、情報提供を行いました。	B
⑦今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を基に学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切につながるように努めていきます。	○ 就学のための支援ツールとして「個別の教育支援計画」等の作成や個別の支援等に役立てるため、就学ガイダンスや就学相談会を通じて、保護者に「入学支援ファイル」の作成・活用を働き掛けました。	B

⑧また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや学校支援課で開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。	○ 学校支援課、総合教育センター、特別支援教育サポートセンターで連携し、特別支援教育に関する今日的課題について研修を行いました。また、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等、それぞれの職務や役割に応じた職位別研修を実施し、全校体制で特別支援教育を推進しました。	B

（３）放課後等活動の充実　【取組所属：障がい福祉課、こども政策課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①放課後等デイサービスによる放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。	○ 放課後等デイサービス事業を継続して実施しました。	B
②また、放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。	○ 放課後児童クラブでは、障がい等のある児童の受入れを行い、障がい児対応の臨時支援員を配置しました。 ○ 日中一時支援事業を継続して実施しました。	B

４　雇用促進と就労支援

（１）雇用促進と一般就労の支援　【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援により障がい者雇用拡大の取組を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。	○ 新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで、一貫した伴走型支援を関係機関（ハローワーク、新潟障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校、相談支援事業所など）と連携して実施しました。 ○ 企業に対して、障がい者を雇用するための準備支援や、雇用後の相談等定着支援、企業見学会などを行ったほか、職場実習の斡旋を行いました。 ○ 労働局・ハローワーク・県・本市・障害者職業センター等行政機関や支援機関で構成される「新潟県障害者雇用促進プロジェクトチーム」においては、セミナーの開催やパンフレットを配布することで、事業主に障がい者雇用についての啓発を行いました。	B
②障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させるとともに、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。	○ 職業アドバイザーを配置し、障がい者雇用に関する相談、助言などを行いました。また、特別支援学校生徒の職場体験を受け入れ、事務補助業務の指導を行いました。 ○ 就労移行支援やジョブコーチなど、働くために利用できる就労支援制度の周知を図るため、ガイドブックを配布しました。	B

③平成30年10月から始まった就労定着支援については、定着支援に係る支援の必要性について周知に努め、利用の促進を図るとともに、平成26年2月に結成した、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」の取組により、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。	○ 各企業が抱える不安や悩みの解決を図ることを目的として結成した「新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク“みつばち”」と連携し、障がい者雇用現場の見学会や情報交換会などを行い、障がい者雇用を推進しました。 ○ 上記ネットワークと共に障がい者雇用に積極的な企業を認定する「障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）」により、企業への支援強化と障がい者雇用の周知啓発を行いました。	B
④農業分野においては、障がいのある人の就農を促進することで、地域特性を活かした職域の拡大を図ります。	○ 農業分野で障がいのある方が働く場を拡大できるよう、福祉施設による施設外就農の推進や農業者からの新たな連携相談に対応し、農家と障がい者の相互理解を進めました。	B

（２）福祉施設等への就労の支援　【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①就労継続支援給付費の支給や地域活動支援センター運営費の補助を引き続き行い、就労の場の確保や地域活動支援センターによるサービスの提供を支援します。	○ 障がい者が就労及び生産活動その他活動を通じて、自立した生活を送るための支援として、就労継続支援給付費を支給しました。 ○ 障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、地域活動支援センターの運営費の一部について補助を行いました。	B
②今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。	○ 福祉施設の授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」の活用や啓発イベントの開催により、障がい者の就労と障がいへの理解促進を図りました。 ○ 市役所庁舎内における福祉施設の昼食販売（パン・弁当を通年販売）や、公共施設等における「まちなかほっとショップ」の出張販売、福祉施設がイベント・バザー等へ参加する経費等の一部を補助することにより、授産製品の周知と販路拡大に努めました。	B
③また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。	○ 農福連携交流会では、複数事業所と多様な作業連携に取り組む農家の事例を紹介する企画をしました。	B
④「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。	○ 障害者優先調達推進法」が H25.4.1 に施行されたことを受け、本市でも障がい者優先調達推進方針を策定し、障がい者就労施設や障がい者多数雇用事業者優遇制度登録事業者からの積極的な調達を市庁内へ職員研修や電子掲示板等で呼びかけました。	B

５　生活環境の整備

（１）住宅環境の整備　【取組所属：障がい福祉課、住環境政策課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。	○ 空き家活用推進事業による、障がい者グループホームを整備するための空き家の改修を支援するメニューを継続して実施しました。 ＜令和７年度実績＞ ・福祉活動活用タイプ　障がい者グループホーム　２件	Ｂ
②また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。	○「福祉のしおり」、「新潟市すまいの融資・助成制度の概要」等により、各種助成制度を周知しました。 ○ 民間の空き家・空き室を活用した住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度「新たな住宅セーフティネット制度」（平成29年10月開始）の登録事務を行うとともに、ホームページ等により市民や関係団体等に制度の周知を図りました。 ・セーフティネット住宅の登録件数 4,600戸　655棟（R7年度末時点）	Ｂ

（２）安心・安全なまちづくりの推進　【取組所属：障がい福祉課、道路計画課、都市交通政策課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。	○ 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく信号機整備事業において、公共施設等の周辺の信号機に視覚障がい者用付加装置等を整備しました。 ○ 旅客施設を中心とした地区や高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区などにおける、面的・一体的なバリフリー化の方針を示す「新潟市移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」を令和６年９月に策定しました。 ○ また、このマスタープランを踏まえたアクションプランとなる「新潟市移動等円滑化基本構想」を令和８年３月に策定しました。 ○ 今後も、公共交通・道路などの各施設管理者と連携しながら、バリアフリー化の推進に向けて取り組みました。 ○ １日当たり3,000人以上の乗降客数のある鉄道駅のバリアフリー化や、基本構想の生活関連経路に設定されている道路について、段差解消等のバリアフリー化を推進しました。引き続き、早期効果発現を目指し事業を推進します。	Ｂ

（３）緊急時支援体制の整備　【取組所属：障がい福祉課、消防局指令課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①一人暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や怪我などの救急事態が発生した場合に、緊急連絡先へ速やかに連絡できる体制を確保することにより、安心・安全な在宅での生活を支援します。	○ 一人暮らしの重度障がい者に緊急通報装置を貸与し、緊急時に 24 時間体制で緊急出動やサービス提供機関へ連絡調整を行い、在宅での安心・安全な生活支援に繋げました。	Ｂ
②聴覚や言語機能等に障がいのある人が、火災や救急時に安心して消防サービスを受けられるよう、音声によらない119番緊急通報システムについて周知を図ります。	○ スマートフォンやＦＡＸによる緊急通報について、各種媒体を活用した広報、各区役所・消防署所にリーフレットの配布及び聴覚や言語機能に障がいのある方等を対象とした説明会を開催し周知啓発を実施しました。	Ｂ

（４）犯罪・消費者トラブルの防止　【取組所属：市民生活課、福祉総務課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人やその家族に対する消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。	○「市政さわやかトーク宅配便」や学校等へ「出前講座」を実施し、消費者トラブルの防止を図りました。	Ｂ
②契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。	○ 消費生活センターでは講座の開催など制度の啓発を図ったほか、必要に応じて、相談者へ制度利用を助言しました。	Ｂ
③犯罪被害や消費者被害の防止にあたっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、防犯や消費生活に関する出前講座を実施します。	○「市政さわやかトーク宅配便」で防犯講習会を実施し、地域住民の防犯意識の高揚を図りました。	Ｂ
④また、消費者被害防止のための見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）を通じて、障がいのある人の消費者被害の未然防止に取り組みます。	○ 見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）において、情報共有・意見交換を行い、障がいのある人の消費者被害の未然防止のための連携を深めました。	Ｂ

６ 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

（１）障がいを理由とした差別の解消の推進　【取組所属：障がい福祉課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいを理由とした差別の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発・研修や、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるための交流機会の提供等に関する取組を進めるとともに、条例推進会議を開催します。また、事後対応策として相談・紛争解決に取り組みます。	○ 差別相談専門の窓口である障がい福祉課や基幹相談支援センターにおいて、差別相談を受け付け、解決に向けた話し合いを行いました。 ○ 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度を高めるため、新潟駅やこども創造センターなどで障がい者アートを展示したほか、アピタ新潟亀田店におけるイベントや条例研修会、パンフレットの配布、大学生を対象としたワークショップ開催を通じて市民への周知啓発を図りました。	Ｂ

（２）権利擁護の推進　【取組所属：障がい福祉課、福祉総務課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいのある人やその家族の権利擁護のため、基幹相談支援センターで各種相談や情報提供を行うほか、 障がい者虐待については、通報や届出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談や指導・助言を行うとともに、 障がいを理由とする差別については、専門の相談員が対応にあたり、早期解決を図ります。	○ 障がい福祉課及び各区健康福祉課において、新潟市障がい者虐待防止センターとして、虐待通報に対する調査などを実施し、状況に応じて虐待を受けた障がい者やその家族等の支援を行いましたが、一部の通報について迅速な対応ができなかった事案がありました。虐待通報件数が増加傾向にある中においても、引き続き確実な対応に努めていきます。	Ｃ
②障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、個々の心身の状況や家族の意向等を踏まえながら、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。	○ 各区役所において、支援の必要な人に必要な支援が提供できるよう、支援の必要性を充分に勘案し、適切な支給決定に努めました。	Ｂ
③また、成年後見制度の利用に係る費用の助成を引き続き行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止、差別の禁止など、権利擁護に関する制度等の周知啓発に取り組みます。	○ 新潟市成年後見支援センターにおいて成年後見に係る相談を受けるとともに、成年後見制度利用支援事業に取り組みました。	Ｂ

（３）障がいと障がいのある人に対する理解の普及　【取組所属：障がい福祉課、都市交通政策課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①障がいや障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まるよう周知啓発に努め、限られた財源や資源の中で施策を継続していけるよう取り組みます。	○ 条例研修会やイベントなど、あらゆる機会で条例のパンフレット等を配布し、広く市民に対して周知啓発を図りました。 ○ 「手話言語条例」の周知啓発を図るため、「手話言語の国際デー」に合わせてイベントを実施し、関連団体の協力を得ながら手話教室や要約筆記体験を実施しました 。	Ｂ
②「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的である共生社会の実現に向け、市役所職員をはじめ市民を対象にした条例の周知啓発を引き続き実施するとともに、「ともにプロジェクト」を推進し、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者アートを活用した理解促進事業（公共空間におけるアート展示等）など、市民への啓発事業を展開します。	○ 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度を高めるため、新潟駅やこども創造センターなどで障がい者アートを展示したほか、アピタ亀田店におけるイベントや条例研修会、パンフレットの配布、大学生を対象としたワークショップ開催、共生条例周知啓発動画制作を通じて市民への周知啓発を図りました。【再掲】	Ｂ
③令和元年度より始めた、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク「ともにEntrance（エントランス）」により、官民協働で企業・団体等の交流を進めていきます。	○ 障がい者アートを活用したポスター・ステッカーを、新潟デザイン専門学校と協働で作成し、エントランス加入企業で掲示しました。	Ｂ
④また、ヘルプマーク等の障がいに関する各種マークについて、今後も周知啓発に努めます。	○ ヘルプマークの配付のほか、広報媒体を通じて配慮が必要な各種マークの周知を行いました。	Ｂ
⑤啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住み良い社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。	○ 令和6年9月に策定した「新潟市移動等円滑化促進方針」や令和8年3月に策定した「新潟市移動等円滑化基本構想」においては、合理的配慮や心のバリアフリーも含めた内容としながら、意識啓発等につながるよう取り組みました。	Ｂ

（４）福祉教育の推進　【取組所属：特別支援教育課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などが共に連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学び合う機会を増やしていきます。 　小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場を設け、また、特別支援学校では居住地校交流の場を設けたりするなど、交流及び共同学習の推進に努めます。 障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある人を招いて話を聞く、実際に点字や手話、車いす等の体験をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。 　また、福祉に関する理念や現状、共生社会の実現に向けた新潟市の取組などを、分かりやすく解説した福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」を引き続き作成し、市立小・中・中等教育学校に配布します。授業での活用により、児童生徒が福祉や市の取組について正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう取り組んでいきます。	○ 小・中学校においては、校内特別支援学級及び市内特別支援学校児童生徒との「交流及び共同学習」に取り組みました。また、校区に住所のある小・中学校在籍児童生徒との「居住地校交流」にも取り組みました。 ○ 「総合的な学習の時間」などを活用し、障がいのある方の講話や車いす体験、障がいの疑似体験などを取り入れ、障がいや障がいのある方に対する理解を深めました。 ○ 教育委員会作成の「福祉読本」を活用し、障がいのある子どもや障がいのある人、高齢者について理解を深めたほか、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について学習しました。	Ｂ

（５）ボランティア活動の支援・推進　【取組所属：障がい福祉課、福祉総務課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 Ａ～Ｄ
①ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。	○ 各種講習会等を実施し、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を図りました。	Ｂ

7 行政等における配慮の充実

（1）選挙等における配慮等　【取組所属：選挙管理委員会事務局】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①選挙に関する情報については、点字や音声など多様な方法で提供します。	○　広報課、障がい福祉課から提供を受けたリストをもとに、点字版選挙のお知らせを郵送しました。それに加えて、希望者には音声版（CD、デイジー）を送付しました。また、入場券には点字シールを貼付し、選挙の入場券だと分かりやすくして郵送しました。	B
②また、郵便等による不在者投票や指定病院等での不在者投票などの制度について周知し、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保を進めます。	○ ホームページ及び選挙時の啓発チラシ等に制度についての説明を記載し、対象となる人への周知を図りました。	B
③投票所においては、障がいのある人の利用に配慮した投票環境の向上を図るとともに、点字投票や代理投票の際に事務従事者が適切な支援を行うなど充実に努めます。	○ 投票所において、コミュニケーションボードや記入ガイド等の支援ツールを導入し、障がいのある人の投票環境の向上を図りました。また、点字投票や代理投票を希望する人を適切に案内できるよう事務従事者のマニュアルの更新を行いました。	B

（2）行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等　【取組所属：人事課】

施策の方向性	評価や成果及び課題とその課題に対する今後の取り組み	評価 A～D
①市における事務・事業の実施にあたっては、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。	○ 合理的配慮に関する職員研修を行い、障がいのある人に対し必要な合理的配慮が提供されるよう取り組みました。引き続き、研修を通じて障がいのある人に対する合理的配慮が確実に提供される環境づくりを目指します。	B
②市職員に対して障がいのある人への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	○ 新任職員研修、新任課長研修、臨時的任用職員等を対象とした職員基礎研修で、障がいのある人へ配慮した市民対応について説明しました。引き続き、障がいのある人へ配慮した市民対応が徹底されるよう、機会を捉えた研修を継続します。	B
③また、関係機関における相談事例を市全体で共有し、障がいのある人が必要とする配慮等に関する理解を促進します。	○ 障がいのある職員本人や、職場で支援にあたる管理監督者等が相談できる窓口として市役所及び各区役所に選任している障害者職業生活相談員の間で、障がいのある人が必要とする配慮等の情報を必要に応じて共有することで、理解の促進につなげました。今後も障害者職業生活相談員の設置について積極的に周知を行うとともに、必要に応じて相談員間の情報共有を行うことで、障がいのある人が必要とする配慮等に関する理解を促進します。	B